



ASEANは、二〇一五年に共同体創設を指している。ASEAN共同体は、安全保障共同体、経済共同体、社会文化共同体の三つの共同体から構成される。

共同体の実現に向け、重要なことは合意事項が実施されることである。ASEANは、ASEAN方式(ASEAN Way)と呼ばれた意思決定方式を採用してきた。コンセンサス方式、内政不干渉、緩やかで曖昧な合意などに特徴づけられるASEAN流の意思決定方式は、経済格差や政治・社会・文化面の相違が大きく、様々な対立があったASEANの統一を維持しながら、協力を進める面では効果があった。しかし、首脳会議や経済閣僚会議などの合意と決定が実行されないことがあるという問題があり、実効性の向上が課題となっていた。ASEANのFTAであるAFTAがAtrioo First Talk Afterと皮肉られてきた所以でもある。実効性の向上を図るべくASEANが取り組み始めたことはASEANの憲法というべきASEAN憲章の制定である。ASEANは、二〇〇五年の首脳会議でASEAN憲章の制定に向け、賢人会議を設置し検討を行ってきた。二〇〇七年一月の第十二回首脳会議で

## 共同体創設に向けて組織強化を図るASEAN

は、賢人会議の報告を承認するとともに、「ASEAN憲章の指針に関するセブ宣言」に調印、二〇〇七年十一月にシンガポールで開催される第十三回首脳会議までに起草作業を完了することにした。

賢人会議報告書は、ASEANが創設四〇年を経て最も成功した地域機構となったが、今後も地域協力の推進力であり続ける保証はないとし、ASEANを強化するために、様々な提言を行っており、意思決定と実効性の向上について次のような提言を行った。

### 決定事項の実施メカニズム

ASEANの目的、原則、合意への重大な違反や不履行に対しては、除名を含む、権利、特権の停止などの措置をとる意思決定

### コンセンサス方式を原則とし、特に、安全保障と外交政策のセンシティブな分野では、意思決定はコンセンサス方式による。他の分野ではコンセンサス方式で決定が出来ない場合は投票による。投票による場合は、単純多数決あるいは三分の二か四分の三の多数決により、決定する。

事務局による合意事項実施の監視と不履行への権利停止などの罰則導入は、従来問題となっていた実効性の欠如を是正するものと期待される。また、投票による多数決、合意不履行や違反した場合の除名を含む罰則の導入などは、ASEANの意思決定方式を非拘束的なものから拘束性の強いものに一変させよう。提案が憲章草稿にどの程度、取り入れられるかはわからないが、ASEANは歴史的な転換点を迎えているといえよう。(石川幸一・アジア研究所教授)

## アジア研究所だより

### アジア研究所 第二七回公開講座のご案内

「東アジアの政治をどうみるか」をテーマに六月二日より毎週土曜日(午後二時～三時四十分)に公開講座を開催いたします。

六月二日「安定に向かうか胡錦濤体制」

阿部純一(財団法人 霞山会主席研究員)

六月九日「韓国の大統領選挙の行方と南北関係」

野副伸一(アジア研究所教授)

六月一六日「タイの軍事政権と民政移管の見通し」 助川成也(日本貿易振興機構 海外調査部)

六月二三日「国際テロネットワーク」

武田いさみ(獨協大学外国語学部教授)

六月三〇日「台湾の総統選と中台関係」

小林照直(アジア研究所所長)

開催場所・亜細亜大学二号館二〇〇番教室

受講料・三、〇〇〇円(全五回一括)は、郵便振替にて、亜細亜大学アジア研究所〇〇一

〇〇 六 五九七二へお振込みください。

振込み時の「受領証」と引き換えに「受講証」をお渡します。初めてお越しの日に「持参ください」。

振込み用紙は郵便局備え付けの用紙をご利用願います。

問い合わせ先・亜細亜大学学務部学務課

電話 〇四二一 三六 三二七二